

令和2年度契約野菜収入確保モデル事業の
公募について（第1回募集）
～契約数量確保のための出荷調整タイプを創設～

I 公募について

- 加工・業務用野菜の周年安定供給に向けた契約取引の推進を図るため、事業実施主体候補者の公募を実施いたします。
- 令和2年度は、新たに、契約数量を守るための余剰作付け分の市場流入による価格低落に対応した「出荷調整タイプ」が創設されました。（収入補填タイプは廃止となりました。）

●公募期間（応募書等の受付期間）

令和2年1月22日（水）～3月6日（金）正午【必着】

※第1回の募集の対象は対象出荷期間が令和2年4月から10月までに開始する申込区分です。第2回公募（令和2年11月～翌3月に開始する申込区分が対象）は本年7月下旬に行う予定です。

II 事業について

①事業概要

野菜の契約取引に伴い、生産者、中間事業者が負うリスクを軽減するため、以下の3つのタイプの対策を措置しています。

●出荷調整タイプ（新設）

生産者等が、実需者等と契約を締結した後に、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時に出荷調整を行った場合に、減収分の一部を補填します。

●出荷促進タイプ

生産者等が、実需者等と契約を締結した後に、卸売市場で野菜の価格が高騰している際、契約に沿って出荷した場合に、市場価格との差の一部を補填します。

●数量確保タイプ

中間事業者が、実需者等と契約を締結した後に、生産者等から仕入れる数量が減少し、契約数量を確保するために卸売市場等から調達を行った場合に、掛り増し分の一部を補填します。

なお、収入補填タイプの公募は、平成31年度（令和元年度）をもって終了しました。

②対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

③事業実施主体

●出荷調整タイプ・出荷促進タイプ

- ・対象品目を生産する者
- ・対象品目を生産する者を構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける農協・事業協同組合・団体等

●数量確保タイプ

- ・中間事業者（対象野菜の買取りを行い、他へ出荷する者）

契約野菜収入確保モデル事業の概要

- 野菜の契約取引の推進を図るため、生産者等が負うリスクを軽減するために、以下の3つのタイプの対策を実施
 - ① 出荷調整タイプ：契約数量確保のための余剰作付け分を価格低落時に出荷調整し、出荷調整した場合に収入の一部を補てん
 - ② 出荷促進タイプ：価格高騰時に、市場ではなく、契約に沿って野菜を出荷した場合に市場価格との差額の一部を補てん
 - ③ 数量確保タイプ：中間事業者が、契約数量確保のために市場等から契約対象野菜を調達をした場合に費用の一部を補てん
- 対象品目は、指定野菜の14品目
- 作付面積等の制限はなく、指定産地内外を問わず対象

① 出荷調整タイプ（新設）

実需者等との契約取引において、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量確保のための余剰作付けを行い、価格低落時に**出荷調整を行った場合に、その収入減の一部に交付金を交付**

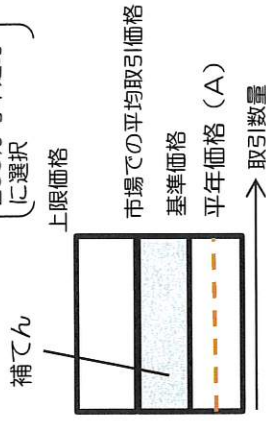
契約先へ



出荷調整した一部を補てん
(積立単価又は契約価額の40%のいずれか低い額)

② 出荷促進タイプ

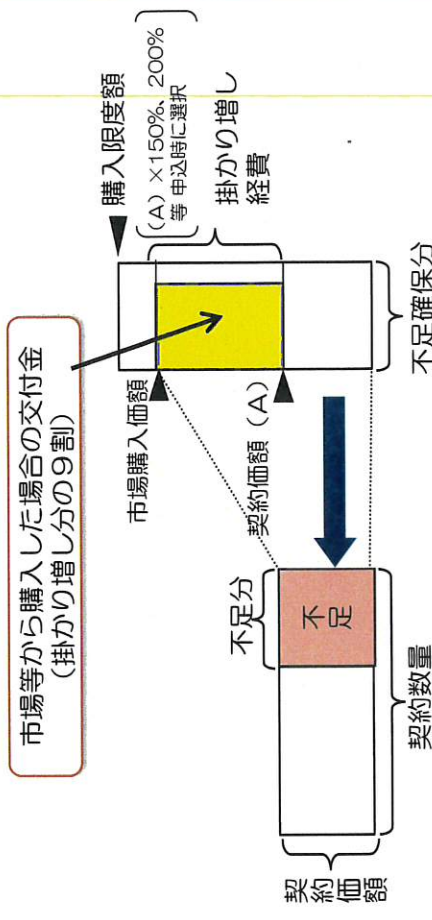
価格高騰時に、市場ではなく、**契約に沿って野菜を出荷した場合に、出荷数量に応じて交付金を交付**



出荷数量に応じて、市場の平均取引価額と変動基準額との差額の一部を補てん

③ 数量確保タイプ

中間事業者が契約数量の確保のために市場等から契約対象野菜を調達した場合に、その確保に要する費用の一部に交付金を交付



※ 国と生産者の負担割合=50：50（県費負担なし）



元農畜機第6131号
令和2年1月22日

一般社団法人熊本県農業法人協会
会長 香山 勇一 殿

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 佐藤 一雄



令和2年度契約野菜収入確保モデル事業公募の実施につ
いて

平素は、当機構の業務運営につきまして御協力を頂き、厚く御礼
申し上げます。

この度、令和2年度契約野菜収入確保モデル事業実施主体候補者
について、公募を開始するとともに、当機構ホームページ([https://
www.alic.go.jp/](https://www.alic.go.jp/))に掲載したので通知します。